

# 尚絅学院大学 COVID-19 感染防止ガイドライン (March 2022 改訂)

## 次に該当する学生は学内への立ち入りを行わず、学生生活課に連絡すること

学生生活課 Tel.:022-381-3307、mail: gakusei@shokei.ac.jp

- ・ 海外から帰国し、帰国後 指定された待機期間を経過していない者
- ・ COVID-19 の症状等があり、自身が PCR 検査、抗原検査等を受け、陽性と判定された者（保健所の指示に従うこと）。  
尚、PCR 検査の対象となった場合は、結果が出るまでは登校を控え自宅等で待機する事。
- ・ 陽性が確定した者との濃厚接触者となった者、および接触確認アプリ COCOA により接触確認通知があった者（保健所の指示に従うこと）

## 感染防止のための以下のチェック項目を確認し、十分に留意して行動すること

### □ 濃厚接触者にならないことを意識した行動に努めること：

**濃厚接触者の定義(抜粋)：** 新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間\*<sup>1</sup>に接触した者のうち、次に該当する者

- ① 同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）した者
- ② 手で触れることのできる距離（目安として 1m）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と 15 分以上の接触があった者（周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

\*<sup>1</sup>：COVID-19 を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの間

無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間

参考として、濃厚接触については「積極的疫学調査の重点化 濃厚接触者の考え方」（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/686/hp01.pdf> をご覧ください

### □ 3密防止の徹底：

・ 密閉空間をつくらない・・・換気の徹底\*<sup>2</sup>（概ね、通常の授業等においては 60 分ごとに 10 分、あるいは 30 分ごとに 5 分、あるいは常時窓やドアの一部を開け換気扇等をつけて換気）

- ・ 密集しない・・・社会的距離（できるだけ 2 m 以上、着席の場合は 1 m 以上）を保つ
- ・ 密接の防止・・・至近距離（1 m 以内）および連続して長時間(10 分以上)の会話は控える  
短時間の会話の場合でも 1 m 以上の距離をとり対面は避ける。長時間の会話の場合は、シールド越し、または 2 m 以上距離をとり極力対面は避ける。止むを得ず至近距離で会話等を行う必要がある場合は、シールドの設置、マスクの二重着用、マスクとフェイスシールドの併用などの対策を講じること。

\*<sup>2</sup>： 部屋の換気を行う場合は、可能な限り対角線上（あるいは反対側）の窓やドアを開けて空気の流れを作ること

### □ 衛生管理の徹底： 外出の際のマスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

- ・ マスク（不織布マスクを強く推奨）は正しく装着すること。また、活動指針レベル 2 以上など感染が拡大している状況では、学内外を問わず混雑する場所などでのマスクの二重の着用を推奨
- ・ 学内外を問わず、複数の人が触れる可能性があるものに触れた場合は、消毒をしないまま顔（目、口、鼻）に触れないように注意すること
- ・ 痰やつばなどを路上等へ吐き出さないこと。また、マスクや痰・鼻をかんだティッシュをそのまま放置しないこと

- \* **屋外でも原則マスクを着用**すること。ただし、**熱中症対策等**のため、**屋外において周囲と2m以上（活動指針レベル1以上の場合）、或は1.5m以上（活動指針レベル0.5の場合）の間隔を空け、会話・発声・激しい運動を行わない**場合は、マスクを外しても構わない。（活動指針は、本ガイドラインの後に「参考資料2」として掲載しています）
- \* **マスクや痰・鼻をかんだティッシュの廃棄**： マスクの面に直接触れないように紐の部分を持ち、ビニール袋などに入れ、できる限り空気を抜いてから、縛るなどしっかり封をしてゴミ袋などに入れる。鼻水や痰等が付着したティッシュ等も同様にして廃棄する。廃棄後は、必ず手洗いや手指の消毒を行う。

**<外出時の鼻水や痰等が出た場合に備え、ティッシュや除菌シート、およびビニール袋等を携行しておくこと>**

□ **体調把握の徹底**： 学生生活課で作成した**体調チェックシート（Campusmate-Jの「学生共通キャビネット⇒新型コロナウイルス感染症に関する対応」に掲載）**を活用し、継続的に体温と体調を把握する。

- \* 学内に入構する場合は、体調チェックシートに原則として**入構前の2週間(少なくとも1週間)前から正確に記録<sup>\*3</sup>**していることが必要(求めに応じ提示しなければならない)。

平熱は個人により異なるため**体調チェックシートで平熱を把握したうえで発熱<sup>\*4</sup>**がある場合は**外出・登校を控え自宅療養に努めること**。

- \*<sup>3</sup>：**提出直前にまとめて記入することは絶対にしてはいけない**。軽微な症状でも感染していた例があるため、必ず正確に記載すること。場合によっては、周囲への感染を防ぐため抗原検査等の対象とする場合がある。
- \*<sup>4</sup>： 体温には個人差があり、また気温などの外部環境や、測定される人の運動状況や、検温する時刻、食事などによっても異なってくる。通常およそ1°C弱の変動はあるため、その範囲を超えた発熱があった場合（平均的な体温は36°C台後半なので一般的には37.5°C以上で発熱とされている）。

○ **少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにかかりつけの医療機関等へ電話で相談すること。**

☆ **発熱、喉の痛み、咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚の異常等**のいずれかの**明らかな症状**がある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で**発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合**

（**症状が4日以上続く**場合は必ずかかりつけの医療機関等へ相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

**\* 医療機関等へ相談した場合は、学生生活課にも連絡すること。**

**濃厚接触者、あるいは陽性者となった場合は、必ず様式（「Campusmate-Jの「学生共通キャビネット⇒新型コロナウイルス感染症に関する対応」に掲載）に従って報告すること。**

これまでもとどき症状が現れる場合があった方は、その症状の変化（重篤さやほかの症状の有無など）も含めて判断の上、かかりつけ医などに相談をすること。

発熱、倦怠感など**COVID-19に似た軽い症状があり、直ぐに回復し医療機関を受診していない**場合は、「活動指針2以上」にあつては、**登校する前にできるだけPCR検査、抗原検査等で確認**すること（検査結果が100%でないことを念頭に、通常よりこまめな体調チェックおよび感染防止対策を講じ、人との接触をできるだけ控えること）。検査等を行わない場合は、7日間程度は外出および人との接触は控え経過観察に努めること。「活動指針1および0.5」の場合は、健康状態に十分に留意し、通常より慎重な感染防止対策を講じた上で登校すること（人との接触をできるだけ控えること。**抗原検査等で確認す**

ることが望ましい)。また、疑われる症状のある方（診断前）と濃厚接触の場合も、前出の「活動指針 1 および 0.5」の場合（健康状態へ留意、感染対策の徹底、人との接触を控える等）と同様の対応を講じた上で登校すること。

学内で症状が出た場合、あるいは感染に対する不安がある場合は、保健室あるいは学生生活課に連絡し指示に従うこと（状況により、学内で抗原検査を実施する場合があります）。

**\*注 抗原検査：** ウイルス量が低い感染初期においては陰性判定となる場合もあるため、1～2 日程度空けて再検査することが望ましい。

#### □ 教室・施設等の利用のルールを守ること：

- ・ 不測の事態が生じた場合に対応するため、教室の利用については、原則として**受講する授業の教室のみ**を利用すること。空き教室などを利用する場合は、十分な換気と 2m 以上の距離をとること、大きな発声や騒いだり、埃を立てるような行為は行わないこと、並びに触れた机やイス、施設等はアルコールティッシュ等で消毒することなどを必ず行うこと
- ・ 教室や食堂などを利用する場合は、**机・テーブル・椅子などを勝手に移動させないこと**
- ・ **食事中は会話を行わないこと。また、マスクをした状態であっても食事をしている人がいる近くで会話したり、騒いだり、埃を立てるような行為は行わないこと**
- ・ 食堂や生協、事務室などで、列に並ぶときは**一定の距離（1 m 以上）**を開け、**対面状態での会話は行わないこと**。
- ・ 学内では**静穏な環境**を保つこと（学内で大きな声や奇声を出さない、騒がない）
- ・ 教員研究室内で面談等を行う場合は、教員の指示に従うこと（会話は、必ずシールド越しで、ドアの一部を開けるなど換気を徹底すること。複数人での入室は避ける）

#### □ 課外活動等における感染防止策の作成と徹底：

- ・ 課外活動等を行う場合は、**所定の手続きの上**、許可等<sup>\*5</sup>を得ること。許可等を得た活動を行う場合は、**感染防止策を参加者全員が共有・確認の上、遵守**すること
- ・ 申請に際し、**感染リスクの高い活動（大きな発声や身体活動を伴う活動など）**を実施する場合は、当該活動の関わる協会・団体等が出している**感染防止ガイドライン等を参照の上、実際の活動内容に照らし、実効性のある感染防止対策を作成**すること。尚、**感染が広がっている期間や感染リスクの高い活動の場合はウイルスを持ち込まない**<sup>\*6</sup>対策が特に重要となるため、普段からの感染防止対策の徹底が特に求められる

<sup>\*5</sup>： 活動指針レベルにより「届け出の受理」、あるいは「許可」を得る必要がある。様式は、Campusmate-J の「学生共通キャンネット⇒新型コロナウイルス感染症に関する対応」に掲載してあるものを利用すること。

<sup>\*6</sup>： ウイルスを持ち込まないための対策として、活動前の PCR 検査や抗原検査の活用も有効。ワクチン接種についても検討すること（必須とはしないが、予防、重症化リスクを下げる効果が期待される）。

\* 活動においては、万が一感染が確認された場合に備え、**活動日ごとの参加者を確認**できるようにしておくことが求められる。また、活動中の感染防止策が遵守されていることを確認し、必要に応じて大学に報告できるようにしておくこと。

#### □ 普段からの感染防止対策の徹底：

- ・ **感染リスクの高い行為・行動**（マスクをしない状態での会話、カラオケ、感染防止対策をしていない状態での会食、マスクをした状態においても密閉された状態で大きな声で会話する等）を行わないことや、**感染リスクの高い場所**（長時間三密状態となる場所、クラスターが発生した場所、新規感染者が一定程度以上発生している場所・地域など）へ立ち入らないことなどを心がけること
  - \* 普段生活を共にしない人との**会話を伴う飲食や宿泊は控えること**（活動指針レベル 2 以上の場合は行わないこと。レベル 1 以下の状況において、止むを得ない理由により実施する場合は、感染防止対策を徹底すること）。

飲食等に限らず近くにマスクをしていない人がいる状況では、自身がマスクをしていても発声は行わないこと。

- ・ 普段からの**健康管理**に努めること(規則正しい生活、十分な休息・睡眠、バランスを考えた食事など)
- ・ バスや会計のレジ等を待つ際においても、少なくとも**1 m以上の間隔**を保ち、**会話を控え整然と並ぶ**こと(間が空いているからといって決して割り込んではいけない)
- ・ 公共交通機関等を利用する場合は、必ず**マスクを着用**するとともに、**車内での会話は控える**こと。また、乗り合わせて自動車で移動する場合も、マスクの着用および換気に注意し、不必要な会話は慎むこと
- ・ **ワクチンの接種**について、**正しい情報を基にリスクとベネフィット(利益、効果)を検討して判断**すること(感染及び重症化のリスクを低減し、感染拡大を抑えるためにはできるだけ多くの人が接種をすることが望ましい)

**活動における感染リスクを評価し、状況に応じた必要な感染防止対策を講じることが重要です。**

### (参考資料 1) 新型コロナウイルス関連の主な様式等の掲載場所

様式	Campusmate-J 掲載場所: 「キャビネット」⇒「学生共通キャビネット」
体調チェックシート	⇒「新型コロナウイルス感染症に関する対応」
入構申請フォーム	⇒「新型コロナウイルス感染症に関する対応」
課外活動届出・申請	⇒「新型コロナウイルス感染症に関する対応」
濃厚接触・罹患者報告	⇒「新型コロナウイルス感染症に関する対応」

### (参考資料 2) 尚絅学院大学活動指針(2022年3月改訂)

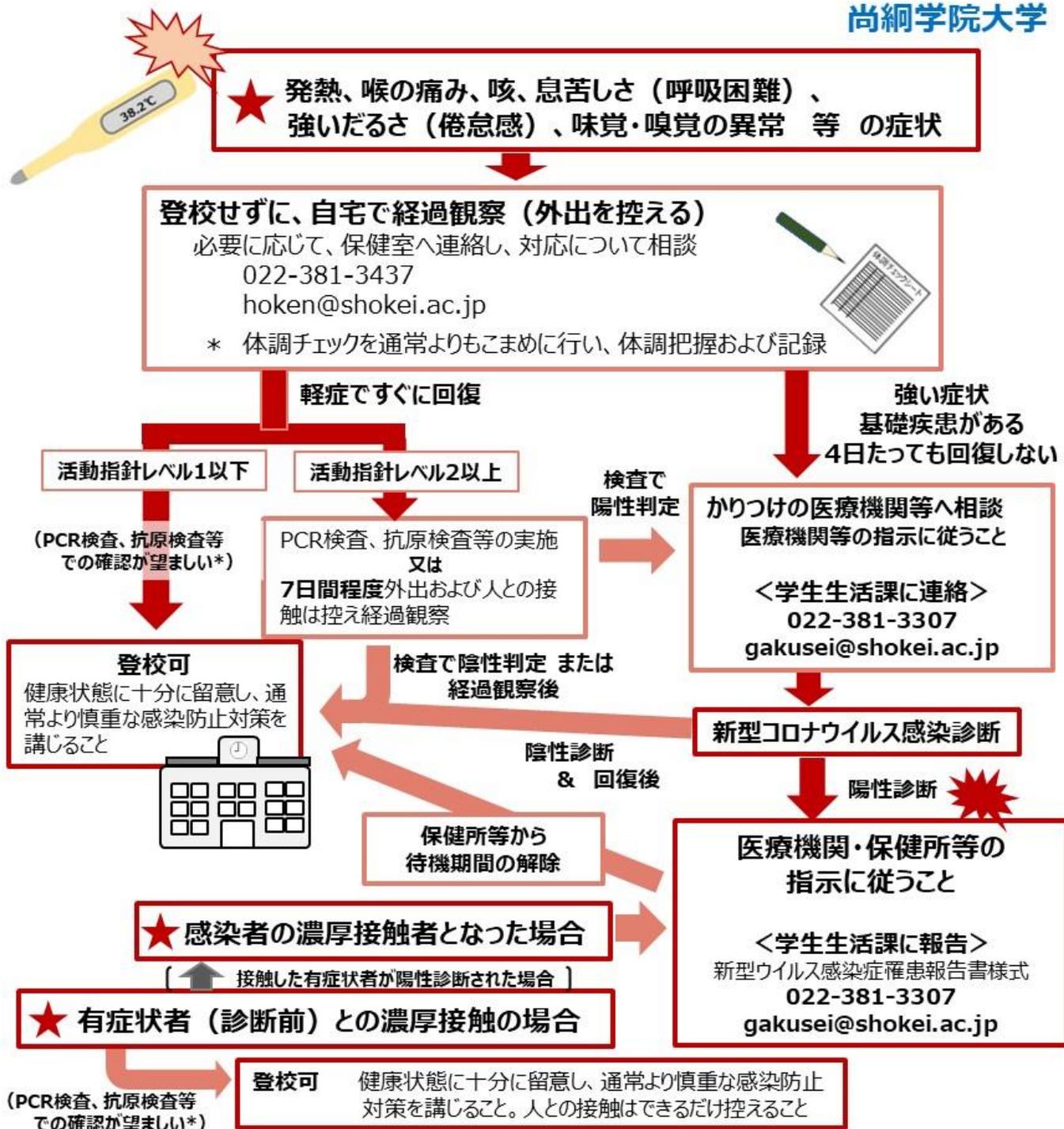
段階(レベル)	授業	入構	学生の課外活動	会議等	教員出張
0 通常					
0.5 限定的規制	感染対策を講じた上で基本的には対面授業とする。(ただし、非対面授業の実施を妨げるものではない)	ガイドラインに従って感染対策を講じることを条件として、入構可(届け出不要)	活動内容と感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動届を提出し、受理された場合は可。オンライン活動は可。	感染対策を取った上で対面実施可。(オンライン会議を禁止するものではない)	許可を得た上で可
1 一部規制	感染拡大に最大限の配慮の上、対面授業/非対面授業併用	対面授業への出席、教職員の許可を得た場合のみ学生の入構可(要申請)	身体活動・発声を伴う活動は、活動内容と感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動申請を提出し、許可された場合は活動可。それ以外の活動はレベル0.5と同様。	十分な感染対策(座席間隔の確保、換気の実施。原則*1 1時間以内に短縮等)を取った上で対面実施可。(オンライン会議を禁止するものではない)	許可を得た上で可
2 規制小	感染拡大に最大限の配慮の上、対面授業/非対面授業併用(切り替え可能なものは非対面)	対面授業への出席、教職員の許可を得た場合のみ学生の入構可(要申請)	身体活動・発声を伴う活動は原則*1として禁止。それ以外の活動については、活動内容および感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動申請を提出し、許可された場合は活動可。オンライン活動は可。	オンライン会議を推奨	許可を得た上で可(感染拡大地域への出張は慎重に判断。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
3 規制小	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員の通勤の自粛または時差通勤、および学生通学の原則*1禁止(許可を得た学生の入構可)	原則*1全面禁止(オンライン活動は可)	オンライン会議を強く推奨	許可を得た上で可(原則*1 県内限定。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
4 規制中	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員通勤の禁止(学長の許可を得た場合可)。学生の入構全面禁止	全面禁止(オンライン活動は可)	原則*1 オンライン会議	許可を得たうえで可(原則*1 近隣、車での移動に限定。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
4 規制大	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員通勤・自動車通勤教員の通勤は原則*1禁止。学生の入構全面禁止	全面禁止	オンライン会議のみ	原則*1 不可
5 原則停止	学内閉鎖:学外から(在宅)の非対面型授業のみ可	学長の指示・許可を得た教員のみ出勤可	全面禁止	オンライン会議のみ	不可
原則*1	特段の止むを得ない事情等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症対策会議」に相談すること。事情並びに感染対策の妥当性について審議の上、許可する場合がある。				

**\* 尚絅学院大学活動指針は、学生は Campusmate-J でも確認できます。(職員は、ガールーンで確認できます)**

# ◆ 新型コロナウイルスが疑われた時の学生行動フローチャート ◆

## 新型コロナウイルス感染の疑いや、風邪症状がある場合

尚絅学院大学



<\* 確認のPCR検査、抗原検査等で陽性判定の場合は、医療機関・コールセンター等へ相談>

- 重症化リスクのある基礎疾患をお持ちの方は、「配慮申請」を申請することで、可能な範囲の配慮を受けることができます。
- 罹患、濃厚接触等で「出校停止」となった場合、および症状があるため医療機関を受診した場合等で授業を欠席した場合は、可能な範囲で代替措置を講じることとしています。

一人一人が普段から感染防止対策を講じることが、自分自身、そして身近な方を感染から守ることになります。

ワクチンの接種は、感染及び重症化リスクを低減することが報告されています。副反応のリスクを含め、接種するかどうか適正に判断してください。